

赤塚税務会計事務所通信

電子帳簿保存法

～運用直前の振り返り～

今年も残すところあと1か月。1年が経つのは早いものですね。
さて、既に幾度とお耳にしていると思われます「電子帳簿保存法」ですが、令和6年1月より本格運用が始まります。今一度制度の概要を振り返ってみましょう。

電子帳簿保存法概要

電子帳簿保存法は、次の通り大きく分けて3つのことを定めた法律です。

- ① 電子帳簿・電子書類保存制度【任意】
- ② スキャナ保存制度【任意】
- ③ 電子取引保存制度【強制】

上記の内、①②に関しては、従来紙で保存していた書類や帳簿について、一定の要件の下で電子データとして保存することができる制度です。

今まで通り紙で保存する場合には、必ずしも対応する必要はありませんが、将来的なペーパーレス化や事務の効率化を進めるためには検討すべきものとなります。

他方で③の電子取引保存制度については、請求書や領収書などを電子的にやりとり(メール、ウェブサービスなど)している場合に必ず対応が必要になる制度です。

電子取引をどの程度行っているかは、企業によりさまざまですが、電話代・電気代・ネット通信料など既に紙での請求書が発行されていないものには対応せざるをえない状況にあると思います。

電子取引の範囲

それでは、必ず対応が必要となる電子取引とはどのようなものかを詳しくみていきましょう。

電子取引とは取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいい、「取引情報」とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます(国税庁一問一答)。

メール本文に取引情報(金額や日付など)が記載されている場合には、メール本文が保存対象となり、添付ファイルのみに取引情報が記載されている場合には、添付ファイルのみが保存対象となります。

取引相手から送られてきたものだけでなく、こちらから送ったものについても保存制度の対象となりますのでご注意ください。

また、インターネットバンキングを利用した振込明細やクレジットカードの利用明細(紙で郵送されていないもの)も保存対象となります。

裏面に続きます～

電子取引の保存要件

電子帳簿保存法では、電子取引の保存方法として①改ざん防止のための措置、②「日付・金額・取引先」で検索できる措置を講ずる必要があります。

改ざん防止のための措置とは？

改ざん防止のための措置として次のいずれかの方法により保存する必要があります。

- 一 タイムスタンプが付された後の授受
- 二 速やかにタイムスタンプを付す
- 三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用して、授受及び保存を行う
- 四 訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用、備付け

タイムスタンプの導入や訂正削除の記録が残るシステム導入については、大なり小なりコストがかかってしまいます。

なるべくコストをかけないようにするためには、四の事務処理規定を策定、運用しましょう。

なお、事務処理規定のフォーマットについては国税庁のウェブサイトからダウンロードすることができます。

検索機能の確保

電子帳簿保存法に対応したシステムを導入しない場合には、メールやウェブサイトを通じて授受し

た請求書や領収書を検索しやすいようにする必要があります。

大きく分けて2つの方法がありますが、1つめの方法は、ファイル名を変更する方法です。

ファイル名を、⇒「20221031_株国税商事_110000」のように変更することで、パソコンの検索機能を使い検索できるようにする方法です。

もうひとつの方法としては、エクセルなどを使用して索引簿を作成する方法があります。こちらは、ファイル名については連番を付すなどして保存し、ファイルの番号と内容(金額、取引先、日付)を紐づける索引簿を作成する方法です。

まとめ

電子取引がどのくらいの量で行われているかは企業により様々です。コストをかけずに保存する方法は手間がかかる一面もあります。取引量と手間の量とシステムを導入した場合コストなど考慮して、自社に合わせた保存方法を構築していきましょう。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！